



県章

滋賀県公報

令和6年（2024年）
12月27日
第576号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	1
道路区域の変更（道路保全課）	1
道路の供用開始（道路保全課）	2
都市計画の変更（都市計画課）	2

○ 公 告

令和7年度滋賀県立総合保健専門学校学生二次募集公告（医療政策課）	3
農業振興地域区域変更公告（農政課）	4
公共測量実施公告（監理課）	5
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	5
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	5
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）	5

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壤汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除（甲賀）	6
-------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第426号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション よりみち	栗東市川辺620 井口ハイツ1号	合同会社よりみち 代表社員 佐竹真	栗東市川辺620 井口ハイツ1号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.1.1	2561290137

滋賀県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年12月27日から令和7年1月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の	路線名	道路の区域				
			変更の	敷地		

種 類		区 間	前後の 別	の 幅 員	延 長	備 考
国道	303号	長浜市木之本町杉野字ナノラ 567番地先から	変更後	最小 20.9m } 最大 25.3m	116.7m	法面修繕工事に伴う道路区域の変更
		長浜市木之本町杉野字ナノラ 565番1地先まで	変更前	最小 14.7m } 最大 19.5m	116.7m	
		長浜市木之本町川合字小音羽 700番地先から	変更後	最小 25.9m } 最大 50.7m	265.0m	法面修繕工事に伴う道路区域の変更
		長浜市木之本町川合字竹谷 693番2地先まで	変更前	最小 16.9m } 最大 47.3m	265.0m	
県道	下笠大路井線	草津市野村二丁目字天役5番 5地先から	変更後	最小 15.8m } 最大 35.9m	35.8m	道路改良工事（歩道整備）に伴う道路区域の変更
		草津市野村三丁目字天役58番 20地先まで	変更前	最小 15.8m } 最大 35.0m	35.8m	

滋賀県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月27日から令和7年1月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道303号	長浜市木之本町杉野字ナノラ567番地先から 長浜市木之本町杉野字ナノラ565番1地先まで	令和6.12.27	L＝116.7m
	長浜市木之本町川合字小音羽700番地先から 長浜市木之本町川合字竹谷693番2地先まで	令和6.12.27	L＝265.0m

滋賀県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき甲賀都市計画区域区分を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

イ 入学志願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料9,800円（本校受付の場合は現金または郵便為替、郵送の場合は郵便為替とすること。）を添えて、滋賀県立総合保健専門学校（〒524-0022 守山市守山五丁目4-10）に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

- ア 入学願書（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- イ 入学試験受験票（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- ウ 受験写真票（所定の用紙に写真（縦4.0cm×横3.0cm）を貼ること。）
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 合否通知書送付用宛名票（所定の用紙）
- キ 入学試験受験票送付用封筒（所定の封筒）

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看 護 専 門 課 程	看 護 学 科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰ・数学Aおよび英語コミュニケーションⅠ
歯 科 衛 生 専 門 課 程	歯 科 衛 生 学 科	現代の国語・言語文化、数学Ⅰおよび小論文

注 現代の国語・言語文化については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和7年1月17日（金）17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00～9:30	10:00～10:50	11:10～12:00	13:00～13:50	14:10～14:50
令和7年 2月18日 (火)	看 護 学 科	受 付	現代の国語・言語文化	数 学 Ⅰ・ 数 学 A	英語コミュニ ケーションⅠ	適 性 検 査
	歯 科 衛 生 学 科	受 付	現代の国語・言語文化	数 学 Ⅰ	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和7年3月7日（金）午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(10) その他 (1)から(9)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

農業振興地域区域変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、甲賀市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

変更する区域

農業振興地域名	区 域
甲 賀	次の図面の赤色で着色した部分

注 赤色は、縮小する地域を表す。

（「次の図面」は、省略し、その図面を滋賀県農政水産部農政課および滋賀県甲賀農業農村振興事務所農産普及課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、京都市長 松井 孝治から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 高島市朽木小川
- 3 作業の期間 令和 6 年 5 月15日から令和 6 年 9 月 6 日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業の地域 高島市今津町深清水
- 3 作業の期間 令和 6 年12月 4 日から令和 7 年 2 月28日まで

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

甲賀市が令和 6 年12月27日に決定した甲賀都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

甲賀市が令和 6 年12月27日に変更した甲賀都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市野口町283番地 2	犬上郡豊郷町大字安食南字			

株式会社橋本不動産 代表取締役 橋本浩二	一里山290番 外 3 筆	3, 724. 17㎡	令和 6 . 12. 19	6587
-------------------------	---------------	-------------	---------------	------

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町中在寺1225 株式会社ダイフク滋賀事業所 専務執行役員 滋賀事業所長 三品康久	（6－1工区）蒲生郡日野町大字中在寺字神明講谷1309－1の一部	421. 69㎡ （6－1工区）	令和 6 . 12. 20	6588

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年12月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町大字安部居字荒堀451番地 滋賀東リ株式会社 代表取締役 田淵俊之	蒲生郡日野町大字佐久良字篠原1400番の一部 外10筆	3, 744. 95㎡	令和 6 . 12. 20	6589

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第 3 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、令和 6 年滋賀県甲賀環境事務所告示第 2 号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和 6 年12月27日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 脇 賢

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市石部口三丁目229番33の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第 2 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）